

# 財産評価 ～現金預金～

今回は現金と預金の評価を見ていきます。評価する上では比較的わかりやすい財産ですが、細かいルールと注意点があります。



## (1) 現金

現金の評価額は額面となります。1万円札は誰にとっても1万円の価値がありますね（ただし、特に価値のある古銭などは別です）。具体的には、相続開始日（亡くなった時点）でいくらお財布に入っていたか、当面の生活費としていくら手許に置いていたか、を考えればよいでしょう。このとき、1円単位まできちんと把握できるのが理想ですが、実務上は1万円単位のおおよそでも問題ありません。

特に、亡くなったら引き出せなくなるのでお葬式代として200万円おろしておいた、急で必要になったときのためにいつも50万円を自宅金庫に置いていた、貸金庫に帯封付きの旧札がある、銀行が信用できないので床下に隠しておいた現金、ビニール袋に入れて庭に埋めた・・・これらは全て手許現金有り高として課税財産になるので注意が必要です。



## (2) 預金

### ①普通預金・通常貯金・当座預金

相続開始時点での残高で評価します。残高証明書をとれば、全ての口座の残高を把握することができます。

### ②定期預金・定額貯金などの定期性の預貯金

定期性の預貯金は、相続開始時点で解約したらいくらになるかで評価します。つまり、もし相続開始時点で解約したら元本以外にいくらもらえるかの計算が必要となります。今は超低金利時代が続いていますが、かつて、利回りの良かった時代もありました。そうすると、相続開始時点で受け取れるはずの利息も無視できなかつたということで、財産として評価することになっています。もっとも、預貯金は利息を加算して評価することが原則で、加算しなくてもよい普通預金などが例外という取り扱いです。

最近では亡くなった方の残高証明書をとると、利息の金額も計算して併記してくれる銀行が増えてきました。残念ながら載っていない場合は、中途解約利率を調べて自分で地道に計算するしかありません。相続税の申告がなければ、利息の計算は考えなくてもよいでしょう。

### ③外貨預金

ドル、ユーロ、変わったところではリアルにランド。外貨で資産運用を行う人も増えてきましたね。外貨預金は、相続開始日の外国為替相場で換算して評価します。外貨『定期』預金に該当する場合、利息の計算をするのは②と同じです。

### ④名義預金

これは運用方法ではありません。名義預金とは、他人の名義で積み立てられている預金をいいます。例えば、名義は配偶者であっても実質的にその預金が被相続人のものなら被相続人の預金として評価しなければなりません。誰が通帳と印鑑の管理していたのか、が重要となります。

現金なら税務署もわからないだろうと考えて、安易に申告財産から除外するのは危険です。生前にお金を引き出して家族で分けている場合、通帳を見れば痕跡は残りますし、通帳がないと言い張っても税務署は銀行に出向いて預金口座の動きを調べる権限を持っているのでいずれにしてもわかってしまいます。あとで税務署から指摘されて嫌な思いをしないためにも、適正に申告をしましょう

カツオ『父さんは隠れてボクたちのために毎月50円積立をしてくれてるんだ。立派な名義預金だね。』